

美留和 処理場 水質検査結果のお知らせ

地下水の水質検査結果

美留和一般廃棄物処理場では、有害項目の水質検査(第1回目)を実施しましたので、その結果をお知らせします。

検査結果は法定基準値以内であり、異常はありませんでした。水質検査は年2回実施しますので、次回についても検査終了後、広報紙でお知らせします。



問い合わせ先
役場環境生活課環境係
☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

検査項目	単位	水質基準値	測定結果	備考
1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出	重金属類など
2 総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満	
3 カドミウム	mg/L	0.01以下	0.0003未満	
4 鉛	mg/L	0.01以下	0.007	
5 六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005未満	
6 ヒ素	mg/L	0.01以下	0.002	
7 全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	
8 セレン	mg/L	0.01以下	0.002未満	
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	0.002未満	揮発性有機化合物
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	
11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満	
12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満	
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	0.002未満	
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.001未満	
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満	
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
19 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	
20 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	不検出	農薬など
21 チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満	
22 シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満	
24 ダイオキシン類	pg-TEQ	1以下	0.19	

飼い犬には狂犬病の予防注射を!

狂犬病予防法に違反すると、罰金を科せられる場合があります。

狂犬病予防法により、次のことが義務付けられています!

- お住まいの市区町村に飼い犬を登録すること。
 - 飼い犬に年1回の予防注射を受けさせること。
- ※違反すると20万円以下の罰金の対象になります。

▶犬の登録先

役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

▶予防注射実施先

- 釧路地区農業共済組合弟子屈支所 ☎ 4 8 2 - 2 5 7 1
- 三城家畜病院 ☎ 4 8 2 - 2 9 5 5

飼い犬のフンはきちんと処理!

犬の散歩時のフンの放置は、周辺の方々に迷惑になるばかりでなく衛生面でも悪影響を及ぼします。必ず飼い主の方が持ち帰り、処理していただくようお願いいたします。

自分の敷地内だからといって、フンなどを散らかしたままにしておくこともやめましょう。



問い合わせ先/役場環境生活課生活係
☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

もう一度確認!

ごみを出すときのルールとマナー

きちんと分別

ごみを収集する際、分別に誤りがあったり、分別が不十分だったりした場合には、黄色いシールをごみ袋に貼り、収集を行いません。シールには収集できなかった理由が書いてあり、該当する理由にチェックマークが付けられます。ご確認の上、再度分別を行ってください。

再分別後、シールははがさずに、分別した旨チェックマークを付けてください。ごみ袋をもう一度使用することができます。

ごみ箱は清潔に

ごみ箱から悪臭がしないよう、収集されなかったごみ袋や、こぼれ落ちたごみなどを放置せず、清潔に使用するように心掛けましょう。



問い合わせ先/役場環境生活課環境係
☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

ご存じですか? 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

手当の金額(月額)

- ▶児童1人の場合
全額支給/41,430円・一部支給/41,420~9,780円
- ▶児童2人以上の加算額
2人目/5,000円・3人目以降1人につき3,000円

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父、もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



- ▶1級該当児童1人につき50,400円
- ▶2級該当児童1人につき33,570円

手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が公的年金を受けることができたり、福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	19万円	19.2万円	23.6万円
1人	5.7万円	23.0万円	27.4万円
2人	9.5万円	26.8万円	31.2万円
3人	13.3万円	30.6万円	35.0万円
4人	17.1万円	34.4万円	38.8万円
5人	20.9万円	38.2万円	42.6万円

- 1 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
 - (1)本人の場合
 - ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
 - (2)孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 3 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日(木)~30日(金)の間に現況届、特別児童扶養手当を受けている方は8月12日(月)~9月9日(月)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。

この届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

問い合わせ先 児童扶養手当について/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
特別児童扶養手当について/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)